高第181号 令和6年5月10日

各介護老人保健施設運営法人代表者 各介護医療院運営法人代表者 (岐阜市所管の施設を除く。) 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護老人保健施設及び介護医療院に係る訪問リハビリテーション事業所の みなし指定について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、標記のことについては、令和6年度介護報酬改定等に係る集団指導(Web開催、施設系・居住系サービス編)においてご説明しているところですが、下記のとおりみなし指定に係る経過措置等についてお知らせしますので、ご確認の上、適切に対応いただきますようお願いします。

記

1 訪問リハビリテーション事業所(介護予防を含む。)のみなし指定 令和6年6月1日から介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、 これまでの通所リハビリテーション事業所に加え、訪問リハビリテーション事業所の指 定があったものとみなされます。(介護保険法第72条第1項、第115条の11、介護 保険法施行規則第128条、第140条の19)

- 2 みなし指定に係る経過措置等
- (1) 現在、訪問リハビリテーション事業所の指定を受けていない介護老人保健施設及び介護医療院の場合

令和6年6月1日に訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなされます。なお、訪問リハビリテーション事業の実施にあたっては、「運営規程」、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(勤務表)」等を整備するとともに、「介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書(体制届)」を所管県事務所等に提出してください。

また、訪問リハビリテーション事業所のみなし指定を不要とする場合は、令和6年5月31日(金)までに、別紙の「指定を不要とする旨の届出書」を所管県事務所等に提出(従来型、ユニット型は別々に提出のこと。以下同じ。)してください。(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年1月25日付け厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。)附則第7条第1項)

(2) 現在、既に訪問リハビリテーション事業所の指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院の場合

当該訪問リハビリテーション事業所の指定の有効期間の満了の日の翌日に訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなされます。なお、みなし指定日以降の訪問リハビリテーション事業所の事業所番号については、原則として、介護老人保健施設及び介護医療院の事業所番号と同一のものに変更となりますので、あらかじめご承知ください。(みなし指定後も現在と同じ訪問リハビリテーション事業所の事業所番号を希望される場合は、別途、所管県事務所等へご相談ください。)(改正省令附則第7条第3項)

また、訪問リハビリテーション事業所のみなし指定を不要とする場合は、訪問リハビ リテーション事業所の指定の有効期間の満了の日までに、別紙の「指定を不要とする旨 の届出書」を所管県事務所等に提出してください。

区分	みなし指定日	留意事項等
訪問リハの	令和6年6月1日	○みなし指定により訪問リハを実施する場合
指定なし		運営規程、勤務表等を整備するとともに、体制
		届を所管県事務所等へ提出
		○訪問リハのみなし指定を不要とする場合
		令和6年5月31日までに所管県事務所等に「指
		定を不要とする旨の届出書」を提出
訪問リハの	現指定の有効期間	○みなし指定により訪問リハを実施する場合
指定あり	の満了日の翌日	・訪問リハの更新申請
		みなし指定への移行により不要
		・訪問リハの事業所番号
		原則、老健・介護医療院の事業所番号に変更
		○訪問リハのみなし指定を不要とする場合
		訪問リハビリテーション事業所の指定の有効
		期間の満了の日までに所管県事務所等に「指定
		を不要とする旨の届出書」を提出

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	垣 本 担 当 信 田		
電話	058-272-1111 内 3468		
F A X	058-278-2639		
E-mail	<u>c11215@pref.gifu.lg.jp</u>		